

## 行政常任委員会

令和6年9月19日（木）

午前9時59分開会

○仲委員長　それでは、行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員と中里沙也加委員であります。

それでは、総合病院から、議案第55号の説明をお願いいたします。

○竹平総合病院事務長　尾鷲総合病院でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第55号、令和5年度尾鷲市病院事業会計決算の認定につきまして、決算書にて御説明をさせていただきます。

決算書の1、2ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款病院事業収益の予算額40億358万3,000円に対し決算額は39億301万9,170円で、予算額に比べ1億56万3,830円の減であります。

内訳としましては、第1項医業収益、予算額32億9,449万円に対し決算額は31億8,472万5,692円で、予算額に比べ1億976万4,308円の減でございます。

第2項医業外収益は、予算額7億899万3,000円に対し決算額は7億1,812万422円で、予算額に比べ912万7,422円の増でございます。

第3項特別利益、予算額10万円に対し決算額は17万3,056円で、予算額に比べ7万3,056円の増でございます。

次に、支出では、第1款病院事業費用の予算額44億3,352万8,000円に対し決算額は43億489万3,828円で、不用額は1億2,863万4,172円でございます。

内訳は、第1項医業費用、予算額43億1,697万5,000円に対し決算額は41億9,299万200円で、不用額は1億2,398万4,980円で、このうち主なものが、給与費の6,074万7,034円でございます。

第2項医業外費用は、予算額1億1,605万3,000円に対し決算額は1億1,181万5,808円で、不用額は423万7,192円。

第3項特別損失は、予算額50万円に対し決算額は8万8,000円で、不用額は41万2,000円でございます。

次に、3、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入につきましては、予算額4億8,040万9,000円に対し決算額は4億8,040万7,000円で、予算額に比べ2,000円の減であります。

内訳としましては、第1項企業債予算額1億7,680万円、第2項負担金予算額3億360万7,000円に対し決算額はいずれも同額でございます。

第3項投資返還金、第4項寄附金は、決算額0円でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の予算額7億1,265万5,000円に対し決算額は7億316万7,719円で、不用額は948万7,280円でございます。

内訳は、第1項建設改良費、予算額1億8,088万7,000円に対し決算額は1億7,695万700円で、不用額は393万6,930円。

第2項企業債償還金は、予算額5億2,456万8,000円に対し決算額は5億2,456万7,649円。

第3項投資は、予算額720万円に対し決算額は就学資金貸付金の165万円で、不用額は555万円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億2,276万719円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45万7,606円及び過年度分損益勘定留保資金2億2,230万3,113円で補填いたしました。

次の5ページ、6ページを御覧ください。

病院事業会計の損益計算書でございます。

1の医業収益は、入院収益ほか記載のとおりで、医業収益合計は31億7,690万6,628円でございます。

2の医業費用は、給与費23億7,943万8,817円のほか、材料費、経費、減価償却費等記載のとおりで、医業収益からこの医業費用の合計41億2,553万7,911円を差し引いた医業損失は、9億4,863万1,283円でございます。

次に、3の医業外収益でございますが、負担金2億4,245万3,000円、補助金1億5,134万1,101円で、この補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金が1億578万9,000円でございます。長期前受金戻入は3億442万9,182円で、医業外収益の合計は7億1,685万630円でございます。

4の医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費2,575万6,042円のほか雑支出等で、医業外費用の合計は1億7,197万91円で、医業外収益から医業外費用を差し引いた収支は5億4,488万539円となり、医業損失を差し引いた経常損失は4億375万744円でございます。

6ページの特別利益は、過年度損益修正益17万3,056円、特別損失は8万8,000円で、経常損失からこの収支差を差し引いた当年度純損失は4億366万5,688円で、これに前年度繰越欠損金7億9万6,833円を加えた当年度未処理欠損金は11億376万2,521円となり、この額を翌年度に繰越するものでございます。

次に、7、8ページを御覧ください。

剰余金計算書について御説明させていただきます。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の2億85万6,095円です。

資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金は、前年度末残高と同額の記載のとおりでございます。その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金1,261万4,000円により、当年度末残高は26億4,581万421円で、これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は28億6,236万245円で、利益剰余金は、当年度純利益マイナス4億366万5,688円により、当年度末残高は、マイナス11億376万2,521円でございます。

次に、下段の欠損金処理計算書につきましては、当年度処分額はございませんので、処分残高は、資本金が2億85万6,095円、資本剰余金が28億6,236万245円、未処理欠損金がマイナス11億376万2,521円でございます。

次に、9ページから貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部ですが、1、固定資産の(1)の有形固定資産、イの土地からトの建設仮勘定までの資産額合計92億1,830万9,608円から、減価償却累計額の合計の61億8,248万2,159円を差し引いた有形固定資産合計は30億3,582万7,449円でございます。

(2)の無形固定資産は、イの電話加入権、ロのその他無形固定資産で、合計327万9,200円。

(3)の投資その他の資産は、イの学資貸与金615万円ほか、合計620万2,660円で、これら固定資産合計は30億4,530万9,309円でございます。

次に、2の流動資産は、(1)現金預金14億9,772万5,845円、(2)未収金は、5億2,343万5,825円から貸倒引当金528万4,700円を差

し引いた5億1,815万1,125円、貯蔵品は4,237万8,011円で、流動資産合計は20億5,825万4,981円でございます。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は51億356万4,290円でございます。

次に、10ページを御覧ください。

負債の部です。

3、固定負債の(1)企業債は、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債12億4,630万1,114円、ロ、その他の企業債2,519万1,000円で、企業債合計は12億7,149万2,114円で、令和7年度以降に償還予定の企業債元金でございます。

(2)引当金、イ、退職給付引当金は7億5,139万9,247円で、固定負債合計は20億2,289万1,361円でございます。

4、流動負債の(1)一時借入金はございません。

2の企業債は、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債5億5,132万5,656円と、ロのその他の企業債563万2,000円で、令和6年度に償還予定の企業債元金でございます。

(3)未払金は2億2,974万93円です。

引当金は、イ、賞与引当金1億1,412万71円及びロの法定福利費引当金2,167万777円で、引当金合計は1億3,579万848円です。

その他流動負債は1,294万2,130円で、流動負債合計は9億3,543万727円でございます。

5の繰延収益は、長期前受金40億3,861万5,089円から収益化累計額38億5,282万6,706円を差し引いた1億8,578万8,383円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は31億4,411万471円でございます。

11ページを御覧ください。

資本の部です。

6、資本金は2億85万6,095円です。

7、剰余金の(1)資本剰余金は、イ、受贈財産評価額3,130万9,412円、ロ、寄附金1,827万6,650円、ハ、国県補助金1億6,696万3,762円、ニ、その他資本剰余金26億4,581万421円を合計した28億6,236万245円でございます。

(2) の欠損金は、イ、当年度未処理欠損金と同額の 11 億 376 万 2,521 円となり、これを資本剰余金から差し引いた 17 億 5,859 万 7,724 円が剰余金合計です。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は 19 億 5,945 万 3,819 円。負債と合わせた負債資本合計は 51 億 356 万 4,290 円で、先ほど資産の部で御説明した資産合計額と同額でございます。

次に、12 ページを御覧ください。

今回の決算及び財務諸表作成に当たっての会計処理の基準及び手続を記載しております。

主なものについて説明をさせていただきます。

1、重要な会計方針に係る事項に関する注記につきましては、1. 資産の評価基準及び評価方法として、貯蔵品は先入れ先出し法による原価法を適用しております。

2、固定資産の減価償却の方法として、有形固定資産は定額法を適用しております。

4の引当金の計上方法としては、退職給付引当金は、職員の退職手当の支給に備えるため、毎事業年度末における退職手当の要支給額に相当する額を計上するものであります。

なお、当事業においては平成25年度末までの引き当てがないことから、地方公営企業法施行規則附則第五条第1項に基づき、平成26年度初日の要支給額を平成26年度から15年間で分割して計上しております。

平成26年度初日の要支給額が11億1,209万1,171円であるため、平成26年度から令和9年度までは1年当たり7,413万9,412円引き当て、令和10年度は7,413万9,403円を引き当てております。

賞与引当金及び法定福利費引当金は、職員の期末・勤勉手当の支給及び法定福利費の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上しております。

次に、13 ページを御覧ください。

貸倒引当金は、債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上しております。

5、その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項として、消費税及び地方消費税の会計処理については、予算は税込処理、財務諸表は税抜処理としております。

Ⅱの貸借対照表等に関する注記につきましては、1の企業債の償還に係る他会計の負担は、貸借対照表に計上されている企業債のうち、他会計が負担すると見込まれる額は9億8,266万円でございます。

2の引当金の取崩しは、退職給付引当金として5,563万9,771円、賞与引当金として1億1,127万4,838円、法定福利費引当金として1,985万9,052円、貸倒引当金として62万9,214円をそれぞれ取り崩しております。

以上が令和5年度尾鷲市病院事業会計の決算説明でございます。

続きまして、14ページ以降の決算附属書類でございますが、15ページの経営指標に関する事項では、経営の概況とともに、経常収支比率、修正医業収支比率、病床利用率について、過去5年間の各指標の推移を記載しております。表に記載のとおり、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類に移行しましたが患者数はそれほど回復せず、病床利用率は49.41%となっております。また、新型コロナウイルス感染症患者受入れ空床確保による補助金収入の減少もあり、経常収支比率は90.61%となっております。令和5年度からは医師数の増もあり病床利用率は増えつつありますが、患者数はコロナ禍前の状態までの回復は見込めず不安定な経営状況が続くことが予測されるため、昨年度策定した尾鷲総合病院経営強化プランに基づき、安定した経営を目指したいというふうに考えております。

次に、19ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

#### 1. 業務量の(1)稼働状況でございます。

入院延患者数は前年度に比べ8,268人増の4万6,110人、外来延患者数は前年度に比べ1,900人増の8万5,561人と、医師数の増加要因で入院患者数が増えております。

20、21ページは、診療科別の患者取扱状況を記載しておりますので、また後ほど御参照ください。

次に、22ページを御覧ください。通知をいたします。

2. 事業収入に関する事項ですが、事業収入の合計は38億9,393万314円で、前年度に比べ7億4,595万3,624円の減でございますが、この理由といたしましては、入院収益で4億4,152万1,375円の増と医業収益が増えておりますが、医業外収益の補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金が12億4,757万5,000円の大幅な減額となったことによるものでございます。

23ページの3. 事業費に関する事項でございますが、事業費の合計は42億9,759万6,002円で、前年度に比べ2億2,083万6,457円の増でございます。

この増額の主な理由といたしましては、前年度に比べ患者数の増等により、材料費9,990万477円の増及び医師数の増に伴う給与費等の増額や、MRI等の償却が開始されたことにより、減価償却費が増となったことなどによるものでございます。

次に、25ページを御覧ください。

1. 重要契約の要旨でございますが、医療機器等の購入は、X線CT装置ほか記載のとおりでございます。

委託契約等の(2)でございますが、自家用電気工作物保安管理業務委託ほか記載のとおりで、例年の委託業務でございます。

次に、27ページを御覧ください。

2. 企業債及び一時借入金の概況でございます。

(1)の企業債は、前年度末残高21億7,621万7,419円、本年度借入高1億7,680万円、本年度償還高5億2,456万7,649円、本年度末残高は18億2,844万9,770円で、前年度と比べ3億4,776万7,649円の減でございます。

次に、3. 現金・預金保管に関する事項でございますが、百五銀行尾鷲支店に普通預金14億9,457万5,845円、同じく普通預金300万円、病院総務課に時間外及び会計窓口用つり銭用の現金15万円で、合計14億9,772万5,845円です。この金額は、9ページ、貸借対照表流動資産の(1)の現金預金額と一致しております。

28ページを御覧ください。

4. 未収金明細書でございます。

医業未収金5億692万8,772円、医業外未収金1,559万7,053円、その他未収金91万円で、合計5億2,343万5,825円でございます。

下段の5. 貯蔵品明細書のうち、薬品は1,680万7,651円、診療材料は2,557万360円で、合計4,237万8,011円。前年度比較で368万2,508円の増でございます。

6. 未払金明細書につきましては、医業未払金2億2,579万4,823円、医業外未払金394万5,270円で、合計2億2,974万93円でございます。

7. その他につきましては、一般会計負担金等の充当先を記載しております。

次に、30、31ページを御覧ください。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローが7億5,652万4,813円、投資活動によるキャッシュ・フローが1億3,942万5,803円、3の財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス3億4,776万7,649円となり、本年度は、前年度と比較して5億4,818万2,967円の増でございます。

資金期末残高は14億9,772万5,845円で、貸借対照表、流動資産の現金預金と一致しております。

続きまして、32ページから38ページまでは収益費用と資本的収支の明細書を記載しており、39ページには固定資産明細書、40ページには企業債明細書を記載しております。ちなみに、令和5年度に発行したものは、40ページの表の下段の3件でございます。

決算書の説明は以上となります。

引き続き、担当から説明をさせていただきます。

○松井総合病院総務課主幹兼係長      それでは、資料のほうの説明をさせていただきます。

資料1、入院診療科別医業収益について説明させていただきます。

資料を御覧ください。

上段、診療科別、令和5年度と令和4年度の比較になりますが、比較的患者数の多い内科、外科、整形外科の人数、診療報酬ともに増加いたしました。特に整形外科の増加が著しく、主な要因といたしましては、整形外科医師が1人から2人に増えたことにより、大幅な人数、診療報酬の増加となりました。

下段です。

病棟別につきましては、一般病棟、地域包括ケア病棟ともに、人数、診療報酬ともに増加し、主な要因といたしましては、先ほどと同じく整形外科医師の増加に伴い、手術後、一般病棟から地域包括ケア病棟への患者の移行を早期に行った結果となります。

次に、資料2、外来診療科別医業収益について説明させていただきます。

資料を御覧ください。

人数、診療報酬の主な増減理由といたしましては、内科につきましては透析患者の減少によるもの、整形外科につきましてはリハビリ患者の増加によるもの、眼科

につきましては高額な注射薬を使用する患者の増加によるもの、泌尿器科につきましては、人数が増加しておりますが、診療報酬につきましては高額な注射や手術患者の減少によるものでございます。

資料 1、2 の説明については以上です。

○山本総合病院総務課長補佐兼係長 私のほうからは、資料 3 から説明させていただきます。

3 ページの資料 3 を御覧ください。

令和 5 年度の修繕費の内訳です。

医療機械器具修繕費は、内視鏡の 5 ミリタイプと 10 ミリタイプの 2 種類をメンテナンス修繕を行ったことが主なものです。

下段の施設・設備関係修繕費は、一般浄化槽流量調整槽曝気配管修繕 2 1 5 万 7, 8 0 0 円、吸収冷温水機気密不良漏れ溶接修理及び希釈弁取替修繕 2 3 9 万円、窒素マニフールド更新修繕 3 0 0 万円が主なものです。

修繕費の合計は 2, 6 5 7 万 3 1 4 円で、大きな修繕がなかったため、前年度に比べ 1, 2 5 6 万 8, 7 4 4 円の減となっています。

続いて、4 ページの資料 4 を御覧ください。

賃借料の内訳についてです。

主なものについて説明させていただきます。

駐車場は、17 か所を借入れしておりますして 1, 5 6 0 万 7, 9 5 6 円、寝具患者衣布団等は、寝具と患者衣の賃借で 1, 2 5 6 万 7, 0 2 0 円、看護衣の賃借で 5 0 8 万 5, 0 0 0 円です。

医師住宅賃借料は、合計で 1, 3 2 1 万 2, 0 0 0 円です。医師数が増えたため、前年度と比べ増となっています。

医療機器賃借料は、中段の手術器具が前年度より増の 1, 2 3 7 万 4, 2 4 0 円です。これは、整形外科医師が 1 名から 2 名に増えたことにより、手術件数が増えたことが主な要因です。

中段、やや下の移動式 MR I 装置及び移動式 CT 装置は、機器更新の際に使用できない期間に賃借したもので、令和 4 年度に移動式 MR I 装置を、令和 5 年度に移動式 CT 装置を賃借しました。

その他賃借料は、病棟カーテンで 1 9 2 万円となっています。

賃借料合計は 8, 3 0 5 万 3, 6 6 2 円で、前年度に比べ 2 5 5 万 4, 9 7 4 円の増となっています。

続いて、5ページの資料5、委託料内訳について説明させていただきます。

医療事務委託は、受付、会計、カルテの管理、診療報酬等の請求、各科病棟の窓口業務等で8,773万9,560円、入院患者の面会受付業務が51万4,080円となっています。

院内業務委託のうち、中段にある給食業務は、入院患者の増等により4,517万6,680円となっています。

医療機器保守委託は、一番上のMRI装置保守は、瑕疵担保期間の1年が過ぎたため、新たに発生したものです。

一方、その下のCTスキャナ装置保守は、令和5年度に更新したため瑕疵担保期間となり、費用が発生しませんでした。

少し下にある透析機器保守は、900万円で、定期交換部品が増えたため、前年度と比べ増額となっています。

中段よりやや下の放射線治療装置保守1,087万4,000円、X線CT装置保守162万円、治療用RISシステム保守200万4,000円については、前年度は瑕疵担保期間が過ぎた3か月分のみ保守のため、今年度は1年分ということで増額となっています。

また、リニアック関連機器保守485万7,600円は、新規の費用となっています。

次ページ、6ページの建物設備保守委託のうち、一番下にある特定建築物定期調査報告業務は、2年に一度実施するもので、今年度は10年に一度の打診テストも行ったため157万円となっています。

コンピューター保守委託は、中段の電子カルテシステム保守が1,581万円となっています。

その他委託は、給食材料が前年度とほぼ同額の2,932万2,441円、新規として、薬剤師会に委託している一次救急院内処方業務委託、令和6年4月から病棟再編に伴う電子カルテ改修委託、インボイス対応のための財務会計システムの改修業務等を新たに行いました。

委託料合計は3億5,937万4,732円で、前年度と比較して3,274万6,440円の増となっています。

続いて、7ページの資料6を御覧ください。

貯蔵品保管場所別内訳です。

当院で保管している薬品及び診療材料の保管場所及び金額の内訳となっています。

貯蔵品合計は4,237万8,011円で、決算における貸借対照表上の貯蔵品の額と一致しています。

続いて、8ページの資料7を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策補助金についてです。

令和2年度から交付されている新型コロナウイルス感染症対策を行った医療機関に対する補助金については、令和5年度は感染症の分類が2類から5類に移行したことも踏まえ、補助単価や補助対象の病床数が見直されたことにより大幅な減額となりました。

令和5年度の補助額は、それぞれの時期により単価が変わり、合計すると1億578万9,000円になりました。

備考には、令和2年度から令和4年度までの補助額を記載しています。

資料7の説明は以上です。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 私から、9ページ、資料8、債権放棄について説明させていただきます。

令和5年度の債権放棄件数は23件となり、合計金額62万9,214円となりました。

62万9,214円のうち、時効満了したにもかかわらず債権者が時効の援用の意思を示さないものが58万5,924円と大半を占めており、本人の死亡や所在不明となっており、これ以上の回収が見込めないため、債権放棄をさせていただきました。

なお、資料の下段、年度別内訳については、記載のとおりとなります。

以上です。

○竹平総合病院事務長 以上で令和5年度の尾鷲市病院事業会計の決算説明とさせていただきます。よろしく御審査賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長 病院の決算の説明は以上でございます。

質疑のある方見えますか。質疑ございませんか。

○南委員 先般も代表監査の総評のときに、病院企業会計について、代表監査に、今の現金で、あと病院経営はどれだけ健全運営できますかということを探ねたんですけれども、数年はどうかこうにかもつだろうということで、最終的に病院改革プランなんかを進めていただいて、できる限り、診療人口、地域に見合った病院の運営体制というのを構築していかないことには、今のままの尾鷲統合病院というのは僕も将来的にも維持ができないと思うんですね、はっきり言うて。そういった意

味で、いろいろこの資料に基づいて説明していただいたんですけれども。

やはり、依然としてコロナ禍の波があるにしろ、病床利用率が50%を切っておるといふ現状だし、恐らく、予算編成のときには、6年度なんか、ある程度落としたと思うんですけれども、六十ちよつとの、あれ、数字で組んでいると思うんですね。恐らく、7年度の予算編成組むときも、このままの調子で行ったら、60%の病床稼働率では僕は組みにくいんじゃないかなというような個人的な見解がするんですけれども。実際に今の医業収益と医業費用をまともに引いていったら、9億余りの現実に赤字が生じておるといふことで、あとは、いろんな医業外収益等を考えて4億ちよつとのベースに落ちるんですけれども。

本当に病院経営というのは、僕、もう深刻な問題だと思っております。特に、救急医療体制を現実に維持をするにしても、常勤の医師で勤務できるっていったら、やはり内科、外科、整形のその3科の先生が常勤では入られるんですけれども、あとは、もうほとんど三重大学のお医者さんに助っ人に来ていただいて、五十数名の方で救急医療は回しておるといふのが現実だと思うんですけれども。やはり将来の問題も大切なことやけれども、明日、あさっての病院のこの治療というのも大事にしていかなあかんといふのも一つの問題点だと思うんやけれども、もう果たして、今の15名のドクター体制が多いのか少ないのかという問題もあるんですけれども、今の常勤が15名ですよ。

(「17名」と呼ぶ者あり)

○南委員 17名ですか。内科が6名、7名ですか、今。

(「今、8、内科」と呼ぶ者あり)

○南委員 内科が、今、8名ですか。7人。内科についてはかなり充実されておるといふんですけれども、特に、もう、事務長も病院事務長へ来て2年ですか、高濱課長がかなり以前から病院におられたということなんやけれども、もう差し当たっての病院経営を健全に維持していく上において、尾鷲病院として何から手をつけたらいいんですか。率直な意見を聞かせてほしいんですけど、この決算を踏まえた上で。

○竹平総合病院事務長 まず、確かにおっしゃるとおり、尾鷲総合病院においては、東紀州地域の拠点病院として、救急医療体制、もちろんなんですけど、市民に対して安心安全な医療の提供、これがもう当然努めなければならないという、これ、義務ですよ。また、地方公営企業のやっぱり観点からも、経済性と公共の福祉、この両立が求められておりますので、その公共の福祉を担保するためにいろいろと

あるんですけれども、やっぱり病院としても経営健全化に向けた経費削減、この努力に尽きるというふうに考えております。

病院経営については、コロナ禍以降の患者数の減少、これがなかなか戻っていないということが医業収益が減少して厳しい状況が続いておるんですけれども。昨年度作成した経営強化プラン、これに基づいた中で、費用をできる限り抑制して、それと医療機器の更新、これ、施設の整備の更新機器、この投資ですよ、これをやっぱり年間1億円ぐらいに抑えていくと、これが一つのめどとしてあるということと、やはり、あとは診療報酬の加算の充実ということにやっぱり目を向けながら収益確保に取り組んでいくという、この2点になります。あとは、やっぱり患者を増えていただくには医師確保というのがどうしても大事なので、その辺については、三重大学等の協力をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○南委員 いろいろな経営面に、こういったもう大変な御苦勞をされておると思うんですけれども、果たして今の現実の尾鷲総合病院の診療体制がいいのか悪いのかという、このよしあしで判断するんじゃないんですけれども、やはり公立病院の使命として、今、事務長も言われたように、やはり不採算部分も担っていかねばならないというのも広域病院の大きな使命だと思うんですけれども。経営云々は一番大切な問題ですけれども、やはり我々としたら、東紀州唯一の基幹病院として位置づけされているということと、やはりいつ災害が発生するかもしれないということを考えてもらうと、やはり災害拠点病院としての尾鷲総合病院の僕は役割というのは、能登半島の地震においても、いろんな透析患者なんかを踏まえて、いろんな大変な状況が続いて、透析患者が、あっちへ行けこっちへ行けてかなり振り回されたというようなお話も聞いておるんですけれども、尾鷲総合病院として、三重県で一番尾鷲総合病院が透析患者の受入れが多いと認識しておるんですけれども、そういったことも踏まえて、特に、いざとなった場合、災害の場合の対応というのは、BCPはできておると思うんですけれども、やはりそこら辺は常にやっぱり念頭に置いて病院経営というのも一方では常に考えておかなければならないということですので、ぜひともいろんな問題が山積をする中でも、やはり市民が安心安全の病院の構築というのが一番大事なことでございますので、僕らもできる協力はさせていただきますので、やはり思い切った時として改革も必要になってくるんじゃないかなというような思いがいたしておりますので、ぜひとも市民に安心安全の病院の構築を、なお一層、改革プランの下で目指していきたいと要望をしておきます。

以上です。

○仲委員長 他に。

岩澤委員。

(「いいですか」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 答弁あったら、総務課長。

岩澤委員、ちょっと待ってくださいね。

○高濱総合病院総務課長 その経営のことについてなんですけど、この地域のその人口数と、あと、患者の年齢層を考えて、同じ環境の紀南病院さんといつも比べるんですけど、やはり紀南病院さんも経営状態は、ほぼうちと同じ状況で進んでいます。一体何が問題なんだろうかというのは事務部門同士でよく話はしておるんです。向こうの加藤院長も、うちでの勤務経験、病院長の経験もあるということで話もさせてもらっていますし、お互いの強さ弱さをどういうふうに補っていくのかという話も常にしています。

たまたま昨年度なんですけど、前か元か、ちょっともう代わったので分からないんですけど、厚生労働事務次官がうちのほうに来ていただいて、その話をしたこともあるんです。その診療報酬上で、うちの規模、うちの診療報酬の取り方とか、尾鷲市というよりは日本全体の話だったんですけど、それが診療報酬で補うべきなのか、総務省からの繰入基準でこういう不採算部分を補っていくのか、そこはちょっと考えていかなあかんよねというような話で、そこでは結論は出なかったんですけど、そういうこともあって、常々経営には院内全体で努力もしていますし、そういう外部の有識者からの助言もいただきながら進めていきたいと思っております。

○岩澤委員 すみません、市民目線としてちょっと具体的なことを。何度か多分聞かれていると思うんですけども、僕、尾鷲に住んで数年たって、何度か総合病院のほうにかからせていただいているんですけど、とにかく待ち時間がやっぱり長くて、それに対して、やはり同じ内科だったら地域のクリニックのほうを選んでしまう方も増えているのかなというふうに思うんですけども、その待ち時間に対して、現状、どういった取組しているのかということと、今後、例えばDX化を進めていけばそれが改善されるのかとか、そういうことをちょっと教えていただきたいなと思います。

○高濱総合病院総務課長 待ち時間が長いのは、よく御意見いただきます。そのために、再診の方はできる限り予約制ということでさせてもらってはおりますけど、やはりどうしても1人ずつ時間がかさんでいって後ろへ後ろへというのが現状

なんですけど、以前、この委員会でも言わせてもらったんですけど、うちの病院の特質の一つであって、病院という名前であっても、外来のほうがとても割合が多い病院です、ほかの公立病院と比べて。ですので、かかりつけ医機能もうちの病院がどうしてもあるということで、初診の患者さんをどうしても抱えてしまいます。初診の患者さん、どうしても時間がかかりますので、ほかの病院さんですと、初診でかかるときには特定療養費で1万幾らくださいとか紹介状なしでは診ませんとか、そういった病院が増えてきておりますが、やはり尾鷲総合病院はかかりつけ医の機能も要るということで、初診の患者さんに普通にかかっていただけのように、かかりやすい病院ということもテーマの一つにしていますので、どうしても外来患者、かかりやすい外来ということで人数も多いので、その分、待ち時間がどうしても後に後になってになってしまうのはちょっと申し訳ないんですけど、できる限り時間の余裕を持って予約を取るようにはしているんですけど、どうしてもそういうふうになっているのが、今、現状です。

○仲委員長　　よろしいですか。

○小川委員　　資料の8で。この債権放棄について少し伺います。

これ、去年は、金額、どうやったのですかね。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　　令和5年度は62万9,210円でしたけれども、令和4年度は30万8,493円になっております。

○小川委員　　安易な不納欠損はやっていないと思うんですけど、これ、時効5年で援用がなかったってなっていますよね。一般の方に援用って言っても分かりませんよね。そんな、これ、5年できっちりやっているのか、それとも、その間、時効の延長とかそういうのはどうしているのか、お答えください。

○高濱総合病院総務課長　　時効に関しては、改正民法の関係で時効の年数でやっていますけど、あと、不納欠損に関しましては、やはり取れる取れんもありますので、その辺で、時効が来なくても不納欠損で落とす場合はあります。

○小川委員　　いや、一応、時効が来なんだというけど、時効5年って決まっていますよね。それで、これ、援用が要りますよね、市債権ですから。その場合、途中でやったというのは、それ、可能、いいんですか。

○高濱総合病院総務課長　　援用の意思表示がないので不納、時効の場合は不納欠損ということでしています。

○小川委員　　いや、先ほどの答弁ですと、時効が来る前に、3年ぐらいで、もう不納欠損で落としておるって聞いたものですから。

○高濱総合病院総務課長　　上段の表の上二つ、生活困窮状態とか、あと、履行させることが困難であるものに関しましては、もう債権が回収が不能だということの判断で、時効を待たずに不納欠損と処理しております。

○小川委員　　これ、取立てというたらちょっと語弊ありますけど、請求とかそんなんで、家族のある方は、家族にも請求しているんですか。

○高濱総合病院総務課長　　当然、家族にも請求しておりますが、その家族等と連絡がつかないとか、もう死んで相続放棄とかいう関係で、3行目の時効を使って不納欠損にしております。

○仲委員長　　よろしいですか。

他に。

○中村（文）委員　　私も母親目線、市民目線でちょっとお聞きしたいんですけど、今って、小児科病棟ないですよ。あと、常勤のお医者さんもないということですよ。今後、小児科病棟が復活するということは、あるんでしょうか。

○竹平総合病院事務長　　小児科の件につきましては、これまでも話題には幾つか上がったと思います。それで、できる体制として、土日の小児科医師の応援医師をしていただいたという経緯もありますが、なかなか難しいというのが現状でございます。

実際に小児科医師の派遣になりますと、どこまでの医師を派遣していただけるかということで、うちのほうも、当然、協議の話題にも上がっておりますし、お願いもしておりますけれども、今がそういう現状の中、また、土日の救急患者についても、やはり小児科のかかる患者が少ないという状況もございまして、今の現状になっているというのが現状でございます。

○中村（文）委員　　やっぱり尾鷲で子育てをするってなると、何かあったときにかかれる病院というのが、やっぱりお守りというか。やっぱり不安な要素があると松阪のほうへ行ったりとかになっちゃうと思うので、ぜひこれは小児科病棟を復活させてほしいなという私からの要望です。お願いします。

○高濱総合病院総務課長　　その声は常々ありますので、幾度となく三重大学の小児科の教授のほうに常勤医師の要請には院長共々伺って要請はしておりますので、そういう声があることは、引き続き、届けていきたいと思っております。

○仲委員長　　他に。

○小川委員　　ちょっと関連しまして。

子供が頭を打ったりしてけがをしたとき、救急のときに、小児科医いないからよ

そへ回されますけど、その頭だけでなく体の場合、内科で診られるようには、ちょっと救急的に内科で診られるようなことは、できないんですか。

○高濱総合病院総務課長 けが等の場合は、外科及び整形で診ることはできますけど、内科系に関しては、やはりちょっと小児のことはということがありますので、申し訳ないですけど、他病院を紹介しております。

○小川委員 いや、そこが冷たいところなんですよ、尾鷲総合病院の。実は、私の知り合いの子供が頭を打ちまして、尾鷲総合病院で診てくれなかったんですね、小児科医いないからって。それで、紀南病院、小児科ありますけど、そのとき、たまたま小児科の先生がいなかったけど、じゃ、内科の医師で対応しますっていうて内科医師が対応してくれたという事例があるんですけど、尾鷲も、しようと思えば、できるんじゃないですか。

○高濱総合病院総務課長 紀南病院さんは、小児科の救急医がいなくても、小児科の常勤医がいます。ですので、当直、当番をしていなくても、小児の症状の相談ができると思います。

ただ、うちのほうは、その相談相手もいせんので、その辺で断らざるを得んという理由もあるということをお理解いただきたいと思います。

○小川委員 相談するんやったら、三重大の先生が来ておるんですから、内科の先生でも三重大に相談できるんじゃないですか。

○竹平総合病院事務長 やっぱりその後の症状の後、例えば、入院とかそういったことがなかなかうちの病院では難しいということになりますので、そういったことで、医師の判断において検討されるということでございます。

○仲委員長 よろしいですか。

他に。

○中村（レ）委員 資料2の放射線科の受診者というのか、その治療を受けてられる方の人数が去年から332人増えて1,202人ということなんですけれども、これを1日平均にすると、大体何人来られていますか。

○高濱総合病院総務課長 外来患者ですと、1日平均4.9ということになります。

○中村（レ）委員 その中で、リニアックの治療をされている方は何人ですか。

○高濱総合病院総務課長 何人ってずばり申し上げるのは難しいんですけど、放射線科のこの1,202は、ほぼ大方リニアック適用の患者さんだと想定しております。

ただ、昨年度、ここでも言わせてもらいましたけど、放射線科以外の患者もリニ

アック照射の件数があるということで御理解をお願いします。

○中村（レ）委員 それは、放射線科には入らないんですか。

○高濱総合病院総務課長 外科、泌尿器科からのオーダーですと、その科でのリニアック提供になっております。

○中村（レ）委員 これ、鳴り物入りで、市長が10人でって、もうかりますという感じで入れはったんですけれども、これ、今、よそから、よその科から来ていたとしても4.9以上、去年、もう頑張っても、まだまだ足らんということで、これ、いつになったら10人を超えるのでしょうかというところで、市長にもっと頑張ってもらわなあかんのやろけど、これ、診療報酬が1,500万ですよね。でも、毎年、これについて払っているその償還が1億1,900万払っていますよね。これプラス、莫大な電気代と、それと、技術者たちの人件費を引いていくと、本当に市長が言っていたみたいに、いや、これはもうかるんですよみたいなどころというところの検証を、これ、ちゃんとされていますか。

○竹平総合病院事務長 今、委員おっしゃったように、昨年度は照射件数、たしか4.14ということで報告させていただいて、今年度は5.78かな、令和5年度、実績としては増えてきております。

ただし、先ほどおっしゃったように、収益のほうについては2,600万から3,000万程度の間ですので、当初予定していたものよりは少ない金額で推移しているというのが現状でございます。

実際にリニアックの患者をどういうふうに増やしていくかということもありますけれども、それにつきましては、基本的に、医師同士の連携を取って、三重大学とうちのほうで医師の連携を取っていただいた中で患者数、適用患者を増やしていくというやり方で増やしているというのが現状でございます。

○中村（レ）委員 人口が、すごくもう急激に今から減っていくんですよね。その中で、市長は、がん患者は増えるから、これは増える増えるって言って入れられたんですけれども、その医療機器、確かに、何でも入っていると、すごい便利で助かるんですけれども、本当に費用対効果というところ、医療機器、もうむちゃくちゃ高いので、助成金を出してホテル代を出してあげて行ってもらおうほうが、ずっと後の電気代から維持管理費から、これ、償還終わってもすぐ物言うてきて、今度、メンテナンス代が出てくるわけですから、そこらのところを、毎年毎年のその莫大な赤字の中のこれがどれだけの部分占めるかというのを、本当に必要なものは、CTスキャンとかは要ると思うんですけれども、これは、人口比、この尾鷲総合病

院のキャパに対して、基本、ぜいたく品の部類に入ってしまうと思うんですよ。そういうものをちゃんと見て長期的に運営されていかれやな、これ、あと3年ぐらいで現金底をついて、また自転車操業が始まって、銀行からの借入金みたいなので、もうその先は尾鷲市からの補填もできなくなって、病院自体を閉めやなあかんという話まで話が進んでくるんじゃないかと、南委員が心配しておられたふうになってくるんじゃないかと思うんですけれども、そこらの長期的に見て、何が必要か必要でないかという判断は、今後、どうされていけますか。

○竹平総合病院事務長　確かに、高度医療機器については高額であります。ですので、どうしても不採算の部分も出ますし、診療科においても、やっぱり多い診療科、少ない診療科がございます。

ただ、先ほども言いましたけれども、この東紀州の地域の病院としては、やはり救急体制の堅持と市民に対して医療の提供、これをどうしても努めていかなければならないということで、病院としては、当然、経営状況を考えなければなりません、公共の福祉という両立の面を考えた中で努力していくということになります。

そうした中では、やはり、今後、経費を抑えていくということで何とかその経営の取組をやっていききたいということと、当然、診療報酬の加算、先ほども言いましたが、診療報酬の加算の部分について、取れるものは全部取っていききたいというふうなことで努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○仲委員長　よろしいですか。

○南委員　ちょっと資料に基づいて、資料の7のほうですね、新型コロナウイルス感染症対策補助金なんですけれども、5年度は、計算、積算根拠もいただいて、1億五千七百何がしかあるんですけれども、これは、もうコロナ補助金というのは、もう5年度で、いや、6年の……。7年度の3月末で終了されると理解してよろしいんですか。まだ続くんですか。

○高濱総合病院総務課長　もう既に6年度からで終わっております。

○仲委員長　南委員、よろしいですか。

○南委員　この資料の6年4月、積算根拠のところなんやけれども、令和6年10月から令和7年3月までという、あるんやけれども、これはどう理解したらええか。

○高濱総合病院総務課長　申し訳ありません、これ、1年度違いの記載でございます。本当に申し訳ございません。

○南委員　これ、5年。

- 仲委員長 5年ということ。令和5年に訂正をお願いいたします。
- 南委員 資料2の5、外来診療科別の医業収益の内科なんですけれども、資料2ね、よろしいですか。この内科が診療報酬が8億余りあるんですけれども、このうち、透析患者の費用というのは、どれぐらい占めるんですか、参考までに。
- それと、併せてええですか、委員長、聞いても。
- 仲委員長 どうぞ。
- 南委員 今の透析患者のと、それと、もう一点だけ、産婦人科なんですけれども、子供の取り上げる数が極端にもう減ってきておるんですけれども、今のやはり2名体制というのがいつまで続けられるのかなというような心配があります。そうしたら、できる範囲でお答えをさせていただいたら、2点。
- 松井総合病院総務課主幹兼係長 透析センターの収益なんですけれども、令和5年ですね、5億3,000万円ほど。入院のほうを含めると、6億円ほどあります。
- 以上です。外来だけですと、5億3,000万円です。
- 仲委員長 ほかにございますか。
- 西川委員。
- (「産婦人科の」と呼ぶ者あり)
- 仲委員長 産婦人科の、ちょっと。
- ちょっと待ってください、西川委員。
- 高濱総合病院総務課長 産婦人科につきましては、市長共々、今後の方針を、今、話している最中でございます。
- 南委員 当面というよりか、今の体制は取りあえず維持していく形で進めておられるって理解してよろしいですか。
- 竹平総合病院事務長 やはり産婦人科維持するために2名が必要ということで、今、そういうことで進めております。
- 南委員 分かりました。
- 仲委員長 よろしいですか。
- 西川委員 外科の先生は、今、何名いますか。
- 高濱総合病院総務課長 常勤は2名です。
- 西川委員 その中で、カテーテル手術をできる方は、何名いますか。
- 高濱総合病院総務課長 本格的な手術になると心臓血管外科のドクターがいると思いますので、当院ではちょっとどこまでできるかというのは、今、ここでちょ

っと申し上げられません。

○竹平総合病院事務長 多分、心臓カテの話ですよ。

今現在は、心臓カテのほうをしていない状況で、病院としては。

○西川委員 総合病院でその手術ができないというのは、尾鷲総合病院だけだって聞いたんですけどね。ほとんどの病院は、それができて当たり前という感じで、それすらできんのやったら、入院患者も増えませんよね、診療患者も。そんなんで、先生のスキルも、ただ医師という名前だけじゃなく、ドクターXじゃないけど、もっとスキルアップの先生を呼んで患者数を増やすというのは、まず努力の一つじゃないんでしょうか。

○高濱総合病院総務課長 今、委員さんがおっしゃった、その病院を名のれるのかという話なんですけど、紀南病院さんも循環器の先生がいなくて心臓の部門が弱い病院でうちのほうに協力要請が来るぐらいなんですけど、ただ、当院としても、先ほど言ったように心臓血管外科がございませぬので、そこでできる医師となると、救急でもう一人、その循環器の医師がいるということで、ただ、そこまでの患者数があるのかということで、大学のほうも患者数に対して派遣できるドクターというのを考えて派遣しておられますので、ちょっとその辺は、院長共々今後も相談していきたいと思います。

○西川委員 それをできないからドクターヘリが頻繁に飛んでいるんでしょう。もしそれができたら、ある程度、名前も売れますわね。そんなところをどうですかって聞いておるんですよ。

○竹平総合病院事務長 カテのほうの話は、院長とこれまでも話はしてきております。今、総務課長のほうから言われたような現状があつて、今後も引き続き相談をしていきたいというふうに考えています。

○仲委員長 他に。

○小川委員 参考までにちょっと聞かせていただきたいんですけど、患者さんに対して消費税取っていませんよね、全国的にというか。医師会でも国でも意見が真っ二つに割れていることだと思うんですけど、消費税取ればもう少し利益も上がると思うんですけど、国のほうの流れというのはどんなふうになっているのか、もし分かれば。

○高濱総合病院総務課長 いつぞやのこの委員会でもこのお話をいただきまして、そのときも診療報酬に関しての消費税の計算方法は、病院のいろんな団体があるんですけど、全国規模の、その団体のほうから政府のほうに要請はしております。た

だ、それがどのように動くかは、今のところ、未定ですが。

ただ、仮に計算したときに、診療報酬が課税収入やった場合を考えたときに、やはり、これぐらいの消費税の持ち出しは要るのであろうなという計算にはなるんです。ですので、診療報酬が課税していないから後々の計算で不利になるというのは現状ではそうなんです、診療報酬に10%乗せるのか、内税で今のまま10%を計算した場合では、そんなに不利になっている計算ではないのは確かです。

○小川委員 いや、薬剤の場合は、薬価の中に、その分、大体含まれているんですか。

○高濱総合病院総務課長 すみません、仕入れの薬価と診療報酬の薬価、両方の出入りがあると思うんですけど、ちょっとここで申し上げるほどの、今、資料を持ち合わせておりません。

(「最後に意見」と呼ぶ者あり)

○小川委員 薬剤、仕入れるときは、当然、消費税払いますよね。どうも腑に落ちやんところがあるんですけど。

○高濱総合病院総務課長 当然、仕入れるときには消費税を払っております。

○仲委員長 他に。

○中村(レ)委員 今の小川委員のあれで、今、答弁で一緒やって言われたんですけど、一緒じゃないと思うんですよ。もちろん、この高額医療の医療器具も消費税は内税ではないと思いますし、それから、いろいろな洗濯代とかの全ての経費って内税ではないと思うんですよ。ですから、それ、別に私は、それを患者さんから10%取るべきかというのはまた別問題として、それは別に取らなくてもええとは思いますが、ただ、一緒ですって言われたから、いや、一緒じゃないなと思ったので、すみません、言わせてください。

○仲委員長 答弁要りますか。

○中村(レ)委員 要らないです。

○仲委員長 要らないです。

○南委員 ちょっと直接決算の話というか、マイナンバー診療のほうの受付の診察状況は、尾鷲総合病院のほうはどうですか。それだけ、ちょっと参考までに。

○高濱総合病院総務課長 昨年度で平均三十五、六人規模でオンライン資格確認を御利用させていただいております、月平均。

○仲委員長 南委員、よろしいですか。

○中村(レ)委員 今さっきの小児科とか、ほかの科でもそうなんですけれども、

今、すごく8K、あれで、DXで、遠くにいててもちゃんと専門医に診てもらえるって、今、同じやと思うんですけども、そのシステムを入れていただいて、本当に、子供さんって、もうびっくりするようなときに、びっくりする時間に、びっくりするようなことが、アクシデントが多々起こるんですよ。中村委員も言われたんですけども、産婦人科があつて小児科がなかったら、基本的には、お母さんは、お産したがるんです。アクシデントがあつたときに、産婦人科で取り上げて小児科がその処置をするというのが普通の経過やと思うんですよ。ここの病院にその常駐の小児科医がおれへんというのはすごい致命的な話で、すごく危惧されておられて、それはよく分かるんですけども。

今後というのか、それが、今、すごく進んできていて、そちらのほうにちゃんと予算をかけていっていただきたいと思うんですよ。だから、本当にたらい回しにされる親御さんの気持ちというのをよく理解していただいて、例えば、内科医であっても、その専門医にその症状を診せて相談して処置ができるというそういうシステムというのが、今、もう構築されていると思うので、ぜひそちらのほうに予算を取っていただきたいと思います。

○高濱総合病院総務課長　遠隔のほうからその専門医による指導なりをいただく場合は、今、小児科ではないんですけど、画像確認を三重大学とか伊勢赤十字の先生に読影という形でやってはもらっておるんです。ただ、小児科の分野でそれができるかという、三重大学さんのほうの協力も要りますし。

今、この東紀州において産婦人科があるのは尾鷲総合病院です、小児科があるのが紀南病院です。これがミスマッチなのかどうなのかはちょっとお互いの病院のことなんですけど、ただ、東紀州で小児科が必要なのは、今、紀南病院ですという三重大学のほうの小児科教室のほうの判断もございますので、尾鷲総合病院は非常勤として対応していただきたいと、救急の場合は松阪地区を利用していただきたいというのが今の三重大学の方針ですので、先ほど、中村文子委員にも答えましたが、そういう声が多いというのは、引き続き三重大学にも届けていきたいと思っております。

○中村（レ）委員　三重大学、ありがたいですけども、これ、全国組織としてきっとあると思うんですよ。三重大学がそれに対応していないんやったら、違うところの、もっと政府、どこでもいいですけども、利用するのは市民であつて、お母さんと子供なんです。それが、病院の都合で、大学から先生を回してきてもらわなあかんから、大学が決めたから、ここは小児科があつて、ここは産婦人科があ

ってみたいなんじゃなくて、要するに、利用されるその病院の機能は何かという原点に立ち戻っていただいて、できることは何でもしていただきたいと思うんですよ。そうやないと、それが、その病院の信用であり患者数が増えることの基本なんですよ。どっち向いているんですかって言われなような病院経営をしていただきたいと思います。今も、きっと、今の返事を聞いたお母さんたちは愕然とされたと思いますので、そうでない前向きな返事がいただきたいです。

○高濱総合病院総務課長　先ほどから申し上げていますように、その尾鷲紀北地区に小児救急に対応できるようにというのは、そういう声があるというのは引き続き三重大学にも届けていきたいとは申しましたが、ただ、ほかからそういった協力機関をつくるとなると、三重大学の関連病院ということもありまして、それが果たして当院にメリットがあるのかということも踏まえて、今後の課題とさせていただきますと思います。

○中村（レ）委員　あれ、今、お医者さん、違うところからたくさん見えているのではなかったんですか。全員、三重大からですか。

○高濱総合病院総務課長　関連病院の診療科は、関連病院の三重大学さんからの派遣でございます。ほかの病院から来ているのは、協定で結んでいるバディホスピタルと、あと、産婦人科におきましては関連病院ではありませんので、尾鷲市独自で採用したお二人となっております。

○仲委員長　いいですか。

○中村（レ）委員　すみません、そのシステムがよく分からないんですけども、関連科というのがあって、そこは、もうその大学としかずっと組めないというシステムなんですか。

○竹平総合病院事務長　すみません、尾鷲総合病院自体は、三重大学の関連病院として、それで協力体制の下で今の病院の医師の派遣なり含めてやっておられます。ですので、通常、医師派遣については、大学病院に御相談をさせていただきながら医師の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○仲委員長　よろしい。

○中村（レ）委員　それなら、なぜ、その三重大と組んでいない科が存在できるんですか。

○竹平総合病院事務長　当時の、それは医師確保のときの産婦人科の医師の派遣、産婦人科自体が全国的に医師不足となったときの話でありまして、そのときに尾鷲総合病院から産婦人科の医師がいなくなったという中で、独自で今の形態になって

いると、取り組んできた結果の中で今の形態になりましたというのが現状でございます。

○仲委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　ちょっと発言させてください、すみません。

決算書16ページの職員に関する事項があるんですけど、総数は1名減ということでございますが、その事務職員の場合が35から40と、内容は、任用職員が6名増えておるんですけど、この要因という、事務職員が5名増えている要因と、この医事係のニチイ学館の職員は、これに含まれていないと理解しておるのやけど、そこらの回答を。

○高濱総合病院総務課長　ニチイ学館さんのほうの職員は含まれておりません。

あくまでも純粋に給与費で支払う職員数のみを掲載しております。

事務職においては、先ほど出ましたそのニチイ学館さんにやってもらっていた部門をうちでやれるのじゃないかという、専門的な部分じゃない部分はうちのほうでやりたいということで、うちのほうで雇用して事務部門を貼りつけて行った結果で、事務部門の会計年度任用職員が増えております。例えば、地域連携とか健診センターがそうでございます。

○仲委員長　そうすると、ニチイ学館の委託料が、今後、減額していくということに考えてよろしいですか。

○高濱総合病院総務課長　ニチイ学館さんは、もう既に減額した委託契約で、ここ一、二年、減額の結果で委託契約を結んでおります。

○仲委員長　最後に、この職員数ということについては、例えば、一般会計で定員適正化計画とかあるんですけど、病院では、その定員適正化計画もしくは集中改革プランで、定員数のあれは、考え方は、示されていなかったかね。

○高濱総合病院総務課長　そういう計画的なものの職員数は示しておりませんが、病院に関しましては診療報酬、医療法と診療報酬に関して、施設基準で何人を配置しなさいという基準があるので、それを目指すことによって、ここに何人要る、ここに何人要る、この職種何人要るということで配置しておりますので、今後も、診療報酬とか医療法に照らし合わせながら職員の採用計画で行っていきたいと思っております。

○仲委員長　それは、事務職もそういうことで並列で考えておるということ。

○高濱総合病院総務課長 事務職においては、医療法に携わる部分は少ないんですが、診療報酬に携わる部分で社会福祉士の配置とかそういった部分はございますけど、事務職において診療報酬で何人配置しなければならないというのは少ないんですが、ただ、異動で代わられるドクターの……。幸治病院長もそうなんですけど、事務部門は非常に少ないということなんですけど、うちのほうはこの人数でやっていきたいというのは、今後も考えております。

○仲委員長 はい。

(休憩 午前 11 時 16 分)

(再開 午前 11 時 24 分)

○仲委員長 それでは、水道部の決算審査を行います。

説明をお願いいたします。

○神保水道部長 議案第56号、令和5年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について説明させていただきます。

初めに、令和5年度決算の業務実績の概要について説明させていただきます。

損益計算上の給水収益は4億860万9,549円で、前年度と比較しますと2,820万3,751円の増額で、前年比約7.4%の増となりました。

その内訳は、上水道収益では2,276万6,138円の増額、前年度比約6.9%の増、簡易水道収益では543万7,613円の増額で、前年度比約10.4%の増となりました。これは、人口減少により減収しているものの、令和4年度に官公署等を除く契約者に3か月間の基本料金を減免したことの影響で、給水収益費が増加したものでございます。

それでは、令和5年度尾鷲市水道事業会計決算書から説明させていただきます。

なお、さきの本会議の提案説明におきまして決算書の説明をいたしておりますので、重複する部分は概略を説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

収益的収入及び支出については、収入の第1款水道事業収益の決算額は4億8,961万687円で、予算額より633万4,687円の増となりました。

次に、支出の第1款水道事業費用の決算額は4億9,997万7,145円で、2,218万2,855円の不用額が生じております。

続きまして、3ページの資本的収入及び支出についてですが、収入の第1款資本的収入の決算額は5,043万500円で、予算額より74万8,500円の増とな

りました。

次に、支出の第1款資本的支出の決算額は3億523万9,705円で、不用額が12万3,295円となっております。

また、資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額2億5,480万9,205円は、下段に記述してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書を御覧ください。

科目別の詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

1. 営業収益4億1,080万9,626円から2. 営業費用4億3,164万6,567円を差し引いた2,083万6,941円が営業損失で、これに営業外収益3,786万7,205円を加え、営業外費用3,248万5,757円を減額しますと、本年度は1,545万5,493円の経常損失となりました。

この経常損失から特別損失34万4,701円を増額した当年度純損失は1,580万194円となり、この当年度純損失に前年度繰越利益剰余金1億6,568万466円を加え、減債積立金の使用に伴い発生するその他未処分利益剰余金変動額8,000万9,760円を合わせた額、2億2,989万32円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書を御覧ください。

資本金は、前年度末残高に前年度処分量7,745万4,967円を加え、当年度末残高は21億6,187万3,426円となっております。

資本剰余金の部では、工事負担金からその他資本剰余金までの資本剰余金合計は前年度末残高と同額で4,682万388円となります。

利益剰余金の部では、減債積立金は、前年度積立額7,000万円を加えたものから今年度の補填財源として8,000万9,760円を使用したため、当年度末残高は1億2,773万1,688円となり、建設改良積立金は前年度末残高と同額で7,643万5,956円となります。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金2億2,989万32円で、利益剰余金合計は4億3,405万7,676円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書(案)につきましては、利益の処分について本議案において一括して御審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金2億2,989万32円のうち、減債積立金として7,000万

円を積み立て、減債積立金の取崩しに伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額と同額分8,000万9,760円を資本金へ組み入れ、残額の7,988万272円を翌年度へ繰越ししようとするものでございます。

次に、貸借対照表に移ります。

8ページから10ページを御覧ください。

まず、資産の部であります。1. 固定資産は、有形固定資産から投資その他の資産までの合計で45億3,242万8,204円であります。

2. 流動資産は、現金預金からその他流動資産までの合計で5億3,815万9,363円で、資産合計は50億7,058万7,567円となります。

9ページの負債の部ですが、3. 固定負債は、企業債と引当金の合計で18億3,388万8,500円となります。

次に、4. 流動負債は、企業債からその他流動負債までの合計2億8,401万1,403円で、次の5. 繰延収益3億993万6,174円を合わせた負債合計は24億2,783万6,077円となります。

10ページ、資本の部では、6. 資本金は21億6,187万3,426円、7. 剰余金は資本剰余金と利益剰余金の合計4億8,087万8,064円となり、資本合計は26億4,275万1,490円となります。

負債資本の合計は50億7,058万7,567円となり、8ページの資産合計の額と一致しております。

次の11ページ、12ページは会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。そのうち12ページの貸借対照表等に関する注記、貸倒引当金2万614円は、尾鷲市債権の管理に関する条例第12条第1項第7号により令和6年3月31日に水道料金債権5件を放棄し、尾鷲市水道事業会計規程第24条により不納欠損したものでございます。

続きまして、13ページから、決算附属書類、令和5年度尾鷲市水道事業報告書については、19ページ以降の令和5年度尾鷲市水道事業会計収益費用明細書で一部御説明申し上げます。その他の内容につきましては後ほど御参照ください。

次に、18ページの令和5年度尾鷲市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

1. 業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純損失から非現金支出項目と流動資産、流動負債の増減を調整して通常の業務活動の実施に係る資金の状態を間接法で表示しており、業務活動による資金が1億7,145万2,246円増えたこ

とを表しております。

2. 投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得など将来に向けた運営基盤確立のため投資活動に係る資金の状態を示す投資活動によるキャッシュ・フローであり、固定資産の取得による支出、一般会計または他の特別会計からの繰入金による収入及び工事負担金の受入による収入の項目を表示し、投資活動に資金4,799万4,448円を使ったことを示しております。

3. 財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の借入償還などの資金調達による資金の増減を表しており、資金が2億68万9,829円減ったことを示しております。

4. 資金増加額は、1から3までの合計で、資金が7,723万2,031円減ったことを示しております。

5. 資金期首残高は、期首の現金預金残高であり、令和3年度決算の現金預金額の6億143万9,076円となっており、これから資金減少額を差し引いた資金期末残高5億2,420万7,045円は、8ページの令和5年度尾鷲市水道事業会計貸借対照表、現金預金の額と一致しております。

19ページを御覧ください。

水道事業収益、営業収益のうち、給水収益4億860万9,549円は、上水道、簡易水道料金で、前年度と比較いたしますと2,820万3,751円の増収となり、約7.4%の増となっております。

この要因の大半は、昨年度に実施した新型コロナウイルス感染症の対策として、官公署等を除く契約者に、3か月間、基本料金を減免したことの影響でございます。

受託工事収益はございませんでした。

他会計負担金は、公園、墓地等の用水等の一般会計負担金でございます。

その他営業収益は、手数料と材料売却収益等で、給水工事申請時の設計審査及び工事検針料と直結止水栓、メーターボックスの材料売却の収益でございます。

営業外収益では、他会計補助金として、簡易水道事業の企業債支払利息に対する一般会計からの補助金でございます。

次の長期前受金戻入は、固定資産の取得または改良に充てるための補助金等を長期前受金として負債に計上した上で、その補助金等が充てられた資産の減価償却及び除却に合わせて収益化していくもので、1,630万6,397円となっております。

次の資本費繰入収益については、長期前受金戻入同様、固定資産の取得または改

良に充てるために起こした簡易水道事業の企業債元金償還に対する一般会計からの補助金でございます。

次ページのその他雑収益は、三重県警察本部及び矢浜保育園へ貸付けをしている用地賃貸料等でございます。

続きまして、支出でございますが、21ページの水道事業費用、営業費用のうち、原水及び浄水費でございますが、給料から雑費までの計8,357万1,447円は、3名分の人件費のほか、主なものは、委託料として電気工作物の保安全管理業務、各配水池施設の設備保守点検業務、水質検査業務委託料を支出いたしました。

手数料は、簡易水道の毎日水質検査が主なものでございます。

修繕費につきましては、各施設の維持修繕に係る支出で、動力費については、上水道及び簡易水道浄水場施設の電気料でございます。

続きまして、22ページ、配水及び給水費ですが、給料から雑費までの計5,594万6,510円は、3名分の人件費のほか、主なものといたしましては、委託料は、浄水区域管路診断業務と水道施設管理システム、保守点検情報更新業務委託等で、修繕費につきましては、配水管の漏水等修繕費でございます。

動力費は、上水道及び簡易水道配水施設の電気料でございます。

材料費は、公道ボックスなどで修繕に伴う材料費でございます。

受託工事費については、支出はございませんでした。

次に、23ページ、業務費については、備用品費から雑費までの計4,792万2,808円のうち、主なものといたしましては、委託料として窓口及び検針収納業務委託料等でございます。

手数料は、水道料金に係る口座振替手数料等でございます。

次に、修繕費でございますが、これは計量法に基づく量水器の交換修繕料等でございます。

続きまして、総係費につきましては、給料から雑費までの計4,212万6,852円のうち、4名分の人件費のほか、主なものを御説明いたします。

委託料は、庁舎警備などの業務委託費で、賃借料では会計システム使用料が主なものでございます。

次に、減価償却費として2億23万5,454円、資産減耗費につきましては、固定資産除却費として140万4,866円を支出しており、その他営業費用として材料売却原価43万8,630円を支出しております。

次の営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費3,248万5,757円は、備考

欄のとおり企業債利息の支出となっております。

次の特別損失、過年度損益修正損 34万4,701円につきましては、漏水等による還付金が主なものでございます。

25ページに移りまして、資本的収入ですが、給水加入金157万円は、上水道24件、簡易水道4件の給水設備新設等による加入金収入でございます。

次に、負担金のうち、一般会計負担金は285万3,400円で、消火栓設置3基分の負担金でございます。

また、県負担金は、三重県橋梁工事に伴う配水管架設に係る三重県からの負担金でございます。

企業債4,490万円は、野地町地内配水管布設替事業及び矢浜浄水場設備取替工事に対する上水道企業債と三木里地内等の配水管布設替事業及び三木浦第2浄水場、古江加圧ポンプ場の機械設備取替工事等に係る簡易水道企業債の借入金でございます。

続きまして、資本的支出のうち、建設改良費では、固定資産購入費として機械装置費で量水器を購入しております。

上水道施設整備費では、工事請負費として野地町地内配水管布設替工事ほか1件の工事費でございます。また、簡易水道施設設備費では、工事請負費として、九鬼地内配水管改良工事ほか5件の工事費でございます。

次の企業債償還金は、企業債元金の償還金でございます。

次ページの26ページから29ページには、有形・無形固定資産明細書、投資明細書及び企業債明細書、最終のページには、最終は30ページには、上水道、簡易水道別の損益計算書を添付してございます。

決算書の説明については以上でございます。

続きまして、行政常任委員会資料について御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

未収金明細書は、決算書8ページの貸借対照表の2. 流動資産の未収金のうち、水道料金分1,223万5,576円の明細であり、内訳は、上水道現年度分1,017万3,111円、過年度分36万4,760円、簡易水道現年度分125万2,460円、過年度分94万5,245円となっております。

なお、表の一番下、決算額合計は、米印にあるように未収金額の合計は1,273万5,576円となっており、決算書の未収金額と50万円の差額がありますが、これは、未収金のうち50万円を回収の見込みが低い実績より勘案した破産更生債

権として位置づけ、同額を貸借対照表の固定資産の投資その他の資産の破産更生債権等の貸倒引当金50万円として計上しております。また、未収金につきましては、決算後水道料金1,082万7,554円の収納があり、7月31日現在の未収金は190万8,022円となっております。

2ページは、令和6年7月31日現在の年度別水道料金未納者数・未納金額表でございます。他の年度に比べ令和5年度の未納者数が多いのは、クレジットカードによる収納が2か月後になることや、停水予告や通知書等の滞納整理文書を受領後に納付する者が多い傾向にあるためでございます。

3ページを御覧ください。

貯蔵品在庫調書を添付してございます。

4ページを御覧ください。

未払金明細書につきましては、決算書9ページ、貸借対照表の負債の部、流動負債のうち、未払金2,474万9,486円の明細でございます。

5ページには目別の職員給与費明細書を添付してございますので、御参照ください。

6ページを御覧ください。

経営戦略の投資・財政計画に令和5年度決算を反映させたものでございます。網かけをしている部分が、今回変更となったところでございます。

米印の当年度純利益と繰越利益剰余金の欄を御覧ください。

令和5年度は、当年度純損失が1,580万円となったことにより、令和5年度の繰越利益剰余金が2億2,989万円となりました。

次に、7ページを御覧ください。

同じく令和5年度決算を反映させたものでございます。下から3行目、米印の令和5年度の補填財源不足額がマイナスの3億8,968万8,000円となり、計画最終年度、令和10年度末の運転資金である補填財源不足額はマイナス5億363万9,000円となる見込みでございます。

以上が令和5年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての説明でございます。

○仲委員長 水道部の決算の説明は以上であります。

質疑ございますか。

○中村（レ）委員 水道事業がすごく大変なの、よう分かるんですけども、取水口が浸水域に入っていると思うんですけども、今後、BCP、津波が来たとき

に、これ、もし津波で取水口が駄目になった場合に、どれぐらいの間、水が給配水できなくなるという予想は、どのように立てておられますか。

○北村水道部次長兼係長　　取水口といいますか取水口が浸水域にある箇所が何か所かございます。しかしながら、表流水を取水しているわけではなくて、基本的には伏流水を取水しておる関係上、直接的な被害がすぐには出てこないかと考えております。ですものですから、基本的には、すぐには取水ができないということは考えてはいないんですけれども、その分については、それぞれの配水池を設けておりますので、配水池から給水すると。給水が不可能であるのであれば、給水車を派遣して、不便をかけますけれども給水をしていくということで対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○中村（レ）委員　　すみません、その伏流水取っているのは分かるんですけれども、それを上げて一旦している施設は、海拔何メートルですか。配水じゃなくて、上げていますよね。施設がありますよね。今の水道部のあるところの施設の高さ。

○神保水道部長　　約８メートルでございます。

○中村（レ）委員　　浸水予想区域に入っていますよね。

津波が来たら、配水管もろとも全部被害を受けるんですけれども、そのときに、よそから給水車を持ってきて、それが復旧するまでずっとそれでされるという、今、お返事やったと思うんですけど、その復旧にはどれぐらいかかると見込んでおられますか。

○神保水道部長　　有事の際ですので、道路が寸断されているとかその状況によりますけれども、うちの場合は、先ほども次長が申しましたように、桂山配水池で対応せざるを得ない。あとは、もうそのときの判断でございます。

○中村（レ）委員　　予測、シミュレーションは、立ててもらえないということですか。

○神保水道部長　　予測というか、もう津波になった場合、市全体で……。水道部だけで動くという状態ではありませんので、もうその状態で把握しながら行動したいと思っておりますが、その予測というものに関しては、そこまで詳しく立てておりません。

○中村（レ）委員　　地域防災計画の中に水道のそういうシミュレーションというのは、されていないということですね。

○神保水道部長　　地域防災計画上というのと、今、文字で書かれているものでござ

いますか。

○仲委員長　　そこまで書かれていないんじゃない、水道の。

今日、水道部が最終ですもんで、ちょっと時間を待ちます。終わってしまったら、報告できんもんで。

○神保水道部長　　地域防災計画の中の51ページにライフラインの防災対策推進という項目がございまして、そこで、第3項、対策として、上水道施設……。

今、通知いたしました。

ここで文言をうたってございます。

○中村（レ）委員　　ここの示されているとおり、事前対策を実施するって書かれていて、耐震性の強化とかいろいろ書いていただいているんです。ただ、それで、どのような、今後、対策を取っていかれますか。

○北村水道部次長兼係長　　現在、矢浜浄水場につきましては、建て替えの結果、グラウンドレベルでは8メートルではありますけれども、2階の部分までですと、12メートルぐらいまでのところまで、一応、防水ができるような扉を設置して水が入らないような形で機械設備が動けるといような形を建設当時から考えて造っております。他の配管につきましては、配水できるようになるかどうかということについては、先般発生しました能登地震等を参考にいただければ分かるかと思うんですけれども、また、直下型地震であれば、縦揺れであったりとかというようなことになって配管網が我々の想定ができないような損壊状況になるのではないかとということが考えられます。ですものですから、早急な復旧というものは考えさせていただくんですけれども、まずは協定を結んでおる各地域の水道事業者からの御協力をいただいて給水をすることにより、皆様の生活を安全に送れるような形を取らせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○中村（レ）委員　　ということは、あの事務所でずっとやっていかれるということで、BCP、その事業継続計画というのもしられていないということですね。

○神保水道部長　　BCPについては、水道部独自で持っております。

○中村（レ）委員　　事務所は、どこに移されますか。

○北村水道部次長兼係長　　事務所の移転につきましては、まだそこまでの考えはありません。というのは、それだけの施設というものが、ほかに移転できるかどうかということところが、まず、一つの問題点でございます。それが、一月、二月なんていうことでは当然のごとくできませんので、あの施設と同じようなものを造るに当

たっては、やはり2年ほどかかってしまうというところであれば、現状の地震に強い形で耐震化しておる浄水場をもって計画のほうを立てさせていただいておるといのが現状でございます。

以上です。

○仲委員長　よろしいですか、中村レイ委員。

○中村（レ）委員　分かん。

○仲委員長　他に。

○南委員　ちょっと資料の件で、未収金の明細書のほうで、1ページですね。滞納整理結果表なんですけれども、5年度実績では最終的に給水停止を執行されたのが32件ということなんですけれども、未納通知書から始まって、督促、催告、給水停止しますよ（給水停止予告、給水停止実施予告）、給水停止まで行くのに、どれだけの時間がかかるんですか、まず。

○北村水道部次長兼係長　一応、給水停止に関しては規程がございまして、未納分から継続して約5か月から6か月未納が続いた場合において給水停止まで行ってしまうということになっております。

一応、現状、昨年度ですと、実績上、32件、給水停止を執行させていただいておりますが、それまでの催告であるとか督促であるとかというものにおいて大多数の方がお納めいただいておりますので、この32件につきましては、ちょっと申し訳ないんですけれども、止めざるを得なかったということが1点。

もう一点が、申し訳ないですけど、こういう言い方をするといけないんですが、同じ方がここまで行ってしまうということが何件かございます。ですので、この件数が純粋に32件というのが32件のおうちというわけではなくて、重複しておる部分もございます。その辺は御了承いただきたいと思っております。

以上です。

○南委員　基本的に、5か月、6か月滞納されておる方を中心にあげたということなんですけど、この同じ方が何回か多分おられると思うんですけれども、最大何日間ストップされております、最大と最少と。

○北村水道部次長兼係長　最大につきましては、申し訳ございません、水がなくても生きていけるんだということで主張される方が実は何件かございました。ですので、実のところ払っていただかなくて、過去に不納欠損で処理をさせていただいた方が何名かいらっしゃいます。でも、大多数の方が、止めたその日に、やはり水が使えないと困るということでお納めいただくというのが現状です。

以上です。

○南委員 分かりました。

○仲委員長 よろしいですか。

○南委員 はい。

○仲委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 水道部の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

皆さんにお諮りしたいんですけど、この後、採決へ入りますが、討論があるようであれば、もう、1時から再開いたしたいと思うんですけど、どうですか。

○中村(レ)委員 ぜひ討論したいと思いますので。

○仲委員長 それでは、1時から再開いたします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後0時54分)

○仲委員長 常任委員会を再開いたします。

採決に入る前に、議員間討議の必要性というか希望がありましたら、お願いします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 あるんやな。

そうしたら、言うたら、中村レイさんから議員間討議が必要ということで、討議をするということでよろしいですか。

(「異議あります」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 ちょっと待って。

その議案、議員間討議のいうたら申合せ事項がありますので、ちょっと目的についてお話をさせてもらいますと、市の重要な課題等について、合意形成に向けた議論を尽くすことにより、論点を明確にして、議員間の共通理解を深め、市民に対する説明責任を果たすことを目的としておりますので、議員間討議のこのことについて留意してお願いをいたします。

それでは、議案の何々の議決についてというところから、中村レイさん、どうぞ御発言ください。

○中村(レ)委員 議案第48号の第5号の議決のうちの環境課に関する項目の中で、報告事項というのがあるんですけども、令和6年度尾鷲市一般会計補正予

算（５号）の議決についてのうちの中に、（２）の中に報告事項というのがあるんですけども、これは、付託された案件ではないですよ。

○仲委員長 はい、そうです。

○中村（レ）委員 付託された案件でもないものがここに入っているということは、これは、その他ということですよ。それで、その他について、合意形成と市民についての説明という意味で、今から委員の皆さんの意見をぜひ合意形成していきたいと思います。

この（２）報告事項については、その前の前日に、市長が東紀州のごみの２００億の入札が安藤・間、平野組９９．９９％で落札されたことを受けて説明を行政常任委員会で丁寧にするとおっしゃいました。そして、この報告事項で説明されましたが、その中で、９９．９％、１社入札ということについて何の説明もありませんでした。そこで、その話の説明もない中に、これは報告だからというところで打ち切られてしまいました。これは、市民に対して、この案件について、なぜ７１トンが５９トンに下がったにもかかわらず７１億から１００億へ予算が増加したのか、その内容について、発電機がない、非常用の発電機は、８００度から１，０００度の炉が一瞬に冷えることを防ぐためにどうしても必要なものなのです。でも、それについて、７５０円のものが１，０００円になったぐらいの値上がりの仕方にもかかわらず、必要なものが入らないまま、なぜ値上がりしたのかということについても一切の説明はなされませんでした。それについて私は、皆さん、ほかの委員の方はどう考えているのかというのを、市民にそういう説明をする場が要るのではないかというのを討論したいと思い、提案させていただきます。

○仲委員長 ただいま、中村レイ委員から討議の趣旨を、全部聞いてみないと分からないものですから全ての趣旨を聞きましたけど、この件につきましては、その他事項ということで議案ではないということの中で何か発言がありましたら。

○小川委員 言われるお気持ちはよく分かるんですけども、これ、報告事項というのは以前でも……。報告事項に対して質疑というのはあまりないですよ、単なる報告で。委員長は、報告事項ということを加味して、もし何かあればというような言い方をしております。それが、これについて討論というのはどうなのかなという思いがあります、報告事項に対しての討論、討議というのは。

○中村（レ）委員 報告事項であれ、その前日に市長が委員会で丁寧に説明するとおっしゃいました。それについて、これがその他であろうが、この委員会で、その他がほかにも何件か出ているんですけども、その他について、一切もしこの常

任委員会で、討論、討議されないなら、出すべきではありません。ですから、ここに出してきた以上は、市民の方に対して丁寧な説明が求められます。

私たちは1期生で、私たちは、4人とも、このいきさつが分かっていません。そして、市民の皆様も、私たちと同様、分からないんです。だから、丁寧な説明が要ります。

これが報告案件だったとしても、なぜ99.99%で1社入札であったのか、そして、どうして71トンの炉が59トンに下がったにもかかわらず71億から100億までに上がったのかの丁寧な説明もなく、これを報告案件だということ自体に非常に無理があります。

ですから、このことについて皆さんがどう考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○仲委員長 確認のためにちょっと整理させてもらいますと、今回、市長が常任委員会で詳細に説明すると言いながらですね、担当課長と市長が説明したんですけど、今回のその環境組合の入札結果については、環境組合の全協で出されたもう全ての資料、同じ資料ということで今回出されていますので、その点も踏まえて御発言を。

○小川委員 中村委員さん言われることもよく分かるんですけども、理解はしております。そうやけど、この環境組合……。環境組合でもなしに、何というの……。

○仲委員長 東紀州環境施設組合。

○小川委員 あれも一つの議会で、ここは尾鷲の議会。向こうも議会で決めたことなので、よその議会に入っていって話をするというのもどうなのかなという思いもあります。

○中村（レ）委員 尾鷲市は、その4分の1を負担するんですよ。それで、その中身について市民が何も分からないまま議会の中で決められて、それが下りてくる。そして、建てられるのは尾鷲市なんですよ。これ、熊野市でもなければ紀北町でもありません。

上水道の取水口の上流200メートルのところにごみピットを造る自治体、広域ごみは、日本中探しても尾鷲だけです。そのように市民は誰も知らない。何が入るのか、誰も、それが……。

し尿汚泥も、60%脱水で尾鷲市は燃やしています。でも、持ってくるのは40%脱水のどろどろの状態が入ってくるんですよ。それを焼却するのに、底に残ら

ずにきれいな焼却は無理です。

そして、コンクリートは必ずヘアークラックが入ります。ヘアークラックが入ると、そこから漏れるんですよ。

漏れたのが何が問題かという、実は、今の日本人は、多くの薬を飲むんです。大腸菌は殺菌したら終わりですけども、薬は、水に溶けたら、それがそのまま、また上水の中に入るんです。大都会では、それが大問題です。私、大阪生まれなんですけども、大阪の水は、つい最近まで本当に飲めませんでした。なぜか。上流部の下水道が全部入ってきて、それを飲んでいたわけですよ。でも、ここ尾鷲は、とても水がきれいなところですよ。でも、そのきれいな水の上水道の上にごみピットを造って、その中にごみを入れたやつを飲むという事実も、みんな知らないと思います。

ですから、この説明、丁寧な説明……。間違わないでください、私、別に反対しているわけじゃないです。丁寧な説明をするって市長がおっしゃったら、丁寧な説明を求めたいと思います。そして、判断するのは市民です。

○小川委員　私だけじゃないと思うんですけど、市長が環境組合のこと、あなたが言うように、ちゃんと丁寧に説明しますと言いましたよね。あのとき、そんなこと言うてもいいのかなって、違う議会のことをって、確かに思いました。それは、市長に怒ってやってください。

○濱中副委員長　今、小川委員が言われたように……。中村委員さんが心配しておるところって本当に重要な部分で、市民がきちっと知らなければいけないところだということの理解はできるんです。なので、私の思いとしては、その説明責任を果たすべき広域事務組合のほうにお願いをするということが筋ではないのかなと。

先ほど言われたように議会が違うということは、熊野市議会のことを尾鷲市議会でも説明せよというようなものやと私は理解しておるものですから、広域のことでも、半分のお金を、何十億という半分のお金を出しておりますが、その説明を求める先は、その先の議会であるので、尾鷲市がこれだけのことを心配していますよということを広域事務組合のほうに出席している議員さんにお預けをして、広域のほうで説明責任を果たしていただくのが筋ではないのかなと思うので。

○中村（レ）委員　私、この前の広域の全協を傍聴してきました。尾鷲市から出席されたのは、議長、委員長、そして、私だけです。そして、配られた書類も、今回、出されたものとは違います。今回のは、すごく略式ですし、あの現場で配られた図面さえも、入札が終わっているにもかかわらず漫画でした。そして、中身も丁

寧なことは全く書かれておらず、終始、99.99%、1社入札はそれで妥当やという説明だけでした。

そのように、行く前に、私たち議会も市民も、何が討議、討論されるのか分からない状態で全協に行きます。その前に、その出席する委員に、あれを言うてきて、これを言うてきては無理です。ですから、反対に、何が話し合われたのかを徹底的にこの委員会でちゃんと説明するべきです。

○南委員　　今、レイさんが議案48号のその他の項目ということで討論しようということで、討論いいですよって、僕ら、了解してしまったんやけれども、初めに。本来であったら、議会運営上の話をさせていただきますと、当然、委員長も同じ思いやと思うんですけども、その他の事項を討論するということがあったら、先に僕は、この採決を、直接予算的に反映されていないと思うんですよ、この議案48号のほうへ。

○仲委員長　　そうです。

○南委員　　先に採決をした後のその他のほうで、討論じゃなしに、討論になるのかな、これ。そこら辺自体が僕も初めての経験やもんで。

討論というのは、僕は、基本的に上程されて付託された議案の下で討論をして、お互いが歩み寄りが出てきて、もし歩み寄りができる結論が出ればその方向がええと思うんですけども、これ、まず議案じゃないもので、ちょっと僕はクエスチョンなんですけれども、委員長は、どうですか。

○仲委員長　　他の委員さん、意見ありますか。

今、南委員が発言されたところは、私もさきに述べたように、これは付託された議案ではないと。あくまで報告ということでございますので、議員間討議には当たらないと思っています。

それで、今、やられておるのは、僕は、議員間討議を開始したとは思っていません。議案討議の入り口で趣旨を述べていただいたということでございますので、ほとんど、中村レイさん、自分の思われていることは言われたと思われまので、ここで議員間討議は終了といたします。

(「いや、ちょっと待って、ちょっと待って」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　　一言、一言だけやったら了解。

(「お気持ちは分かります」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　　一言だけやったら、どうぞ。

○中村(レ)委員　　一言だけ言わせて。じゃ、何が言いたいかって言うたら、そ

の他をこういうふうにもみんなで議論できへんのやったら、報告事項もここに入れないでください。そやから、入れたら、行政常任という場所に入れたら、ちゃんと話をさせてください。それで、今も言われたみたいに、それはおかしいんじゃないんです。付託されないものを入れないでください。どっちかにしてください。それで、付託されないその他を入れたんやったら、その他もちゃんと議題に乗せて、みんなで話をさせてください。そやないと、今みたいに、運営上、行かれへんとかじゃないんです。

○仲委員長 分かりました。

その他というか、報告事項の案件であっても、この常任委員会で付託に関連する報告と、例えば、広域連合の部分で報告するのと、東紀州環境組合の件で報告するのと意義が違いますので、そこらについては分けて考えていただきたいと思いますので。

どうぞ。

○中村（レ）委員 それやったら、尾鷲市が負担する分についてだけ話させてください。別に向こうが決めたことについて私が何か言おうとしているわけではありません。そやから、間違えないでください。私は、尾鷲市が今後20年負担するであろうことについて、今、聞いているんであって、そやから、それを委員の方が持って上がっていただきたいとは思いますが、向こうの決定事項について言っているんじゃないですよ。そやから、私たちが負担させられる99.99%の入札について、負担させられる私たちの部分について言っています。そやから、そこは分けて考えてください。

○南委員 議員間討議じゃないと僕も理解をして発言をさせてもらいます。

今回、僕、議長として、委員長として、広域組合のほうへ参加をさせていただいております。その中で、今、中村レイ委員さんが言われた尾鷲市の分担金、例えば、108億の建設費の中で、これはちょっと数字が間違っておるか分からんのであれども、尾鷲市の負担金というのは、当初、もう約18億6,000万ということで当初の説明があったんですけども、若干建設費と運営費が8億余り変わったということで、もう若干この数字の違いが出てきます。それと、運営費についても、尾鷲市自体が20年間にわたり、これは一切補助がないということで、25億7,000万ぐらいを20年分割の負担をしなければならないというのが尾鷲市の負担で、尾鷲市が約44億余りの建設費と運営費を含めて負担せんなんのですね。44億を20年で割ると、建設運営費も含めて2億円余りの負担を強いられていくというこ

とが今の広域ごみ処理場組合の現実なんですけれども、いかんせん、この事の始まりは、伊藤市長のときから広域ごみを行おうということで広域で始まっています、この話は。伊藤市長、岩田市長、加藤市長と三代の話なんですけれども、伊藤市長のときは熊野市と尾鷲市と紀北町だけでやろうということやったんですけれども、その後、岩田さん、岩田市長に代わってから、5市町で、より一層広域的に運営するほうが良いということでスタートして、この考え方として、5市町の方に参画をしていただくのに、尾鷲市は、土地、建設用地については責任を持って尾鷲市のほうで探してやりますので、ぜひとも協力をしてくださいというのが一つの大きな条件整備の一つで、その中で、運開までに高速道路がもうつながるという前提で話して、そうすると、だったら場所をどこにするのかということで、その場所については、5市町共通の認識が、高速道路のインターに近くて、なおかつ、市民生活してある生活道路を極力通らないという場所が一番望ましい形だろうということでスタートしました。候補地としたら、一転二転ありましたけれども、最終的に今の旧野球場のところへ移って、5市町が合意の中で移ったというのが前提で、当初の尾鷲市議会としても、紆余曲折のいろんな意見がありましたけれども、やむを得ないだろうということで現実に進んでおるのが今の広域の現状でございます。

そして、この前は、入札、建設と入札終わって、約204億円余りの予算が、この前の全員協議会で広域の説明されて、最終的には、この27日に事務組合の定例会がありまして、そこで正式にこの契約事項について議案として上がってきて、採決するのが前提でございます。経過としたら、ざっと簡単に言うたらそういう経過で、やはり僕らも広域行政を、これからはどんどんどんどん、ごみに関わらずいろんな問題で、もう5市町が役割分担して広域行政を進めていくのがこれからの時代だと私自身も確信をしておる中で、今回のこの5市町が一本化にされたというのは、ある意味での将来に向けての試金石だと思うんですね、いろんな広域行政を進めていく上であって。確かに、その中で野球場の場所は津波避難危険区域やないかという確かに本当に厳しい意見が現実にもあります。そういった中で僕らも本当に苦労してここまで来たというのは、やはり尾鷲市自体が言い出しっぺになって広域化のごみを進めていこうということは、最終的に、5市町の市町が役割分担が軽減されるであろうという全体の下でこの広域行政を進めていこうとしておる事業でございますので、僕は、これからの広域行政を進める上においても、今度の定例会で、もしそういった言う機会があれば、いろんな自分の考え方は述べさせてもらおうつもりでおるんですけど、その点については、中村レイさんと僕の考え方の……。造るこ

とにはやぶさかではないと思うんですわ。ただ、登る道路が違うということで考え方が分かれてしまったということですので、中村委員さんとは、この件については合意形成は取りにくいのかなという考え方でおりますので、ぜひともこの最終的な判断は、広域組合のほうへ委ねていただきますよう、よろしく願いいたします。お願いします、こちらから。

○仲委員長　西川委員、何か。

○西川委員　この前も言わせてもらいましたが、この件は、確かに、広域ごみに議長、行政常任委員長が出られるんだけど、2人しか出られないあれです。この前もアクアステーションのことで触れましたけど、なぜ歴代の市長は、尾鷲へそれを造ろうとしたんでしょうね。そこが疑問なんです。逆転層は分かり切っていたはずなんですよ、そこに何かあるのかなと思って。もう僕も、広域の傍聴は、時間が許す限り行っていました。だけど、もう健全的な話がされる、尾鷲の市民の安心安全の健康を守るための議論なんて一言も聞いたことがなかったんですよ、今まで。だから、僕は、行政常任委員長に立候補したいと、そんで立候補しましたよね、駄目でしたけど。それ、やっぱり言いたいことは、その委員会へ入らな言えんというのが、ちょっと……。今、任されておる議長、行政常任委員長に、また今度、個人的にはこういう意見がありますよということは、言うのは構わんのでしょう。

（「構わないです」と呼ぶ者あり）

○西川委員　ね。それは、また言わせてもらいますので、取りあえず。

○仲委員長　いいですか。

先ほど、議長から東紀州環境組合のこれまでの経過という報告がありましたけど、この件については、議長にある意味では一任したいと思いますので。

これで議員間討議を打ち切ります。

続いて、採決に入ります……。

（発言する者あり）

○仲委員長　もう十分言うたやん。採決に入ります。

採決は、議案第44号から51号及び57号から追加議案第59号までの採決でありまして、条例関係4件、補正予算関係4件、その他3件についての採決を、まず行います。

まず、初めに、議案第44号、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、可決すべきとする委員は挙手願います。

（挙手全員）

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

続いて、議案第45号、尾鷲市立小規模保育所条例の制定について、可決すべきとする委員は挙手願います。

(挙手全員)

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

続いて、議案第46号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

(挙手全員)

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第47号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

(挙手全員)

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第49号、令和6年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

(挙手全員)

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第50号、令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

(挙手全員)

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

続いて、議案第51号、令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

(挙手全員)

○仲委員長 挙手全員であります。

続きまして、議案第52号から55号までの決算認定の採決に移ります。

議案第52号、令和5年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきとする委員の挙手を願います。

( 挙 手 全 員 )

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

続いて、議案第53号、令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきとする委員の挙手を願います。

( 挙 手 全 員 )

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第54号、令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきとする委員の挙手を願います。

( 挙 手 全 員 )

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第55号、令和5年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について、認定すべきとする委員の挙手を願います。

( 挙 手 全 員 )

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

最後の議案第56号、令和5年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、可決及び認定すべきとする委員の挙手を願います。

( 挙 手 全 員 )

○仲委員長 挙手全員。

以上で当委員会に付託……。

( 発 言 する 者 あり )

○仲委員長 まだある。すみません。57からやな。

議案第57号、尾鷲市過疎地域持続的発展計画の変更について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

( 挙 手 全 員 )

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第58号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

( 挙 手 全 員 )

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第59号、工事請負契約について（国市浜公園野球場建設工事）について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

( 挙 手 多 数 )

○仲委員長 挙手多数。挙手多数であります。

以上やな。以上、すみませんでした、どうも。

以上で当委員会に付託されました全議案につきましては、全て可決すべきものと決定をいたしました。

委員長報告については、どういたしましょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 委員長一任でよろしいですか。よろしくをお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 それでは、委員長報告については、委員長に一任ということにさせていただきます。

長時間にわたり、行政常任委員会に協力をしていただきまして、ありがとうございます。

なお、予定しておりました残りの委員会の日程につきましては全て休会といたしますので、よろしく願いをいたします。

これで行政常任委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午後 1時24分 閉会)